

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	蓬田村
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.yomogita.lg.jp/

執行機関名 蓬田村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号)によるひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号)によるひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第一条	蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号) 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付施行規則(平成8年蓬田村規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号) 第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養縦の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年蓬田村条例第11号)第3条第2項4号及び同規則第3条第1項1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一世帯に属する者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	逢田村ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成8年逢田村規則第8号) 第6条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ニ	逢田村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成8年逢田村条例第11号)第3条第2項4号及び同規則第3条第1項1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一世帯に属する者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		